

## 児童手当制度の一部が10月分(12月支給分)から変更になります

**【主な変更点】** 支給対象年齢の拡大、所得制限の撤廃、第3子加算の増額、第3子以降の加算算定に含める児童年齢の拡充、手当支給月・支給回数の変更

|                | 変更前(9月分まで)                                                                                                                                                      | 変更後(10月分から)                                                                                                                                               |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支給対象児童         | 中学校修了(15歳に達した年度末)までの児童                                                                                                                                          | 高校生年代(18歳に達した年度末)までの児童                                                                                                                                    |
| 所得制限           | あり                                                                                                                                                              | なし                                                                                                                                                        |
| 手当月額           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 15,000円</li> <li>・3歳から小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li> <li>・中学生 10,000円</li> <li>・特例給付 5,000円</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円</li> <li>・3歳から高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円</li> <li>・特例給付は廃止</li> </ul> |
| 第3子以降加算算定の対象年齢 | 18歳に到達した年度末まで<br>例) 20歳、17歳、14歳、11歳児童を養育している場合<br>20歳(加算算定対象外)<br>17歳(第1子)<br>14歳(第2子) 10,000円<br>11歳(第3子) 15,000円<br>月額 25,000円                                | 22歳に到達した年度末まで<br>例) 20歳、17歳、14歳、11歳児童を養育している場合<br>20歳(第1子)<br>17歳(第2子) 10,000円<br>14歳(第3子) 30,000円<br>11歳(第4子) 30,000円<br>月額 70,000円                      |
| 支給月・回数         | 年3回(2月、6月、10月)                                                                                                                                                  | 年6回(偶数月)                                                                                                                                                  |

制度改正により高校生年代以下(平成18年4月2日以降生まれ)の子を養育している以下に該当する方は申請が必要です。

(1) 所得上限超過を理由に児童手当の受給資格がなかった方

(2) 中学生以下の対象児童はいないが、高校世代の児童を養育している方

(3) 本年度中に19歳～22歳(平成14年4月2日～平成18年4月1日)になる兄弟があり、兄弟を第1子と数えたときに、児童が3人以上となる方

なお該当の方には8月下旬ごろに個別案内を送付しておりますが、児童と別居している方や市への申請履歴がない場合など、案内が送付できない場合があります。9月17日(火)までに案内通知が届かない場合はお問い合わせください。上記以外の方から児童手当・特例給付を受給中の方は、自動的に新制度へ移行するため申請は不要です。

●受付期間 9月2日(月)～7年3月31日(月)

●提出場所 保健福祉部こども未来課、各行政局市民係

☎保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000

## 市営住宅入居者募集

### ●入居者資格

- ①同居、または同居しようとする親族があること ②世帯の所得が基準額を超えないこと  
③現在、住宅に困窮していること ④市税を滞納していないこと ⑤暴力団員でないこと

### ●申込方法

9月13日(金)～9月30日(月)までに建設部都市計画課または各行政局産業建設係に備え付けの申込書に必要な書類を添えて、申し込みください。必要書類や所得基準などは、お問い合わせください。

### ●抽選会

同一の市営住宅に対して複数の申込があった場合は、抽選会を開催します。

船引地域の抽選会は、市役所で10月15日(火)に一般公開にて開催予定です。詳細は申込をされた方へ通知します。船引地域以外で抽選となった場合、抽選会の日程などは各行政局から申込をされた方へ通知します。

※その他、随時申込み受付可能な団地もあります。詳しくは、お問い合わせください。

☎・☎建設部 都市計画課 ☎82-1114 各行政局 産業建設係

### ▼入居者募集中の団地 ※家賃は所得に応じて金額が変わります。

| 地域 | 団地名    | 部屋番号    | 建築年   | 間取   | 家賃              | 駐車場 |
|----|--------|---------|-------|------|-----------------|-----|
| 常葉 | 町裏団地   | 7号(一階)  | 平成2年  | 3LDK | 15,000円～40,100円 | 有   |
| 船引 | 東部団地4棟 | 5号(3階)  | 平成5年  | 3DK  | 18,300円～52,400円 | 有   |
| 船引 | 下扇団地   | 19号(2階) | 昭和56年 | 3DK  | 13,900円～39,300円 | 有   |

### 地域おこし協力隊奮闘記



皆さん、こんにちは！キャンプ場開業で起業を予定している起業型地域おこし協力隊の橋本剛です。

この記事を書いているのは7月です。まさに今、私の大好きなヒグラシが鳴いています。埼玉県川口市に住んでいた頃、ヒグラシの鳴き声を聞けるのはキャンプにいった時のみでした。「ヒグラシの鳴き声が聞けるような自然豊かな場所に住みたい」と思っていた事を思い出します。

田村に移住し1年以上がたちました。

## 田村をアウトドアの街へ



もうすぐ3歳になる息子もののびのび育っていると感じ、妻と「移住して良かったね！」と話しています。これまでの活動で、起業のための資格取得や、キャンプ場運営の知識を増やすために勉強したものの、市内で理想のキャンプ用地に出会う事ができず土地探しに難航しているため、キャンプ場のコンサルティング、運営管理での起業も視野に入れて活動しています。今後は田村市をアウトドアの街としてブランディングしていきたいと思っています。

【情報募集】  
広葉樹の山林で5千～1万㎡の比較的平らな土地を探しています。市内でお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介ください。  
☎hashimoto@switch-terrace.com

## 海を越えて 英語指導助手ペンリレー No. 134

### 祝日

日本には一年を通していろいろな祝日があり、ほぼ毎月一つ祝日があります。祝日は、さまざまなことを祝います。特に5月は、その良い例でしょう。ゴールデンウィークには「憲法記念日」「みどりの日」「こどもの日」があり、盛りだくさんです。

アメリカには政府に認められた11の連邦祝日があります。日本と同じく、全ての人が休みになるわけではありませんし、休みのお店もあります。アメリカでは「振替休日」という言葉は使いませんが、連邦祝日が日曜日に重なる時は月曜日が休みになります。いろいろな祝日に、それぞれのお祝いをしますが、アメリカの祝日で一つ共通のことがあります。それは、「Sales(安売り)」です。連邦祝日の前の週末や祝日の日に多くの人が買い物に出掛け、お店は混雑します。

9月には、「Labor Day



リンズィ・リッチボウ  
アメリカ合衆国・ジョージア州出身  
(田村市に来て2年目)

(労働者の日)」があります。9月第1月曜日に労働者の貢献を祝います。たくさんの方のアメリカ人が野外での食事、パーティー、パレードなどを楽しまします。多くのお店の窓には「労働者の日の安売り」の掲示を見られます。日本では9月に2つの祝日があります。16日が「敬老の日」、22日が「秋分の日」です。

日本とアメリカの祝日に違いはありますが、祝い方が似ているところもあります。どちらの国でも買い物に出掛けたり、バーベキューをしたり、レストランは混雑します。家族と一緒に過ごす時間を楽しみます。日本とアメリカは距離が遠く離れていますが、同じことを楽しんでいることを知ることは良いことだと思います。

LABOR DAY SALE ★★★★★